

西尾市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、西尾市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に関する事項に関して、調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民の代表
- (4) 愛知県職員
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(下部組織の設置)

第7条 委員会は、委員会の下部組織として、計画の素案を策定するための作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会は、市長が任命した市職員若干名で組織する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課及び公園緑地課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。